

手数料に関する規則の一部改正について

1 手数料に関する規則（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>(DVP 決済手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する事業年度中の当社が定める期間について、<u>納入済みの DVP 決済手数料の精算を</u>することができる。</p>	<p>(DVP 決済手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する事業年度中の当社が定める期間について、<u>前項に規定する清算対象取引の件数に乗すべき金額を17円未満に変更</u>することができる。</p>

2 附 則

この改正規定は、平成27年3月1日から施行する。